

## 第7章 契約終了

### (業務移行期間)

第48条 受託者は、要求水準書に定めるところに従い、業務移行期間において、本業務の引継に必要な業務を行わなければならない。

### (期間満了による終了)

第49条 期間満了により本契約が終了した場合、受託者は業務事務所を原状回復のうえ、委託者に明け渡さなければならない。

### (委託者による解除)

第50条 受託者について、以下のいずれかに該当する事由が発生した場合、委託者は、受託者に対する通知により、直ちに本契約を解除することができる。

- (1)契約内容未達に対してモニタリング基本計画に従って委託者が命令等を発した場合であって、これに対する是正が行われていないと認められる場合。
- (2)第53条第1項の定めに基づく表明及び保証が虚偽であった場合。
- (3)前各号のほか、受託者が本契約に違反し、委託者が是正を催告したにもかかわらず、催告した日から14日以内に違反が是正されなかった場合。
- (4)破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、特別清算開始若しくはその他法的倒産手続きの開始の申立をした場合、又は、第三者によりこれらの手続きの開始の申立を受けこれらの手続きが開始された場合。
- (5)小切手又は手形の不渡りがあった場合（ただし、2号不渡を除く）。
- (6)本契約に基づく本業務の履行が困難であると合理的に認められる場合。
- (7)重大な虚偽報告、本業務のに関する法令違反又は受託者による故意の信用失墜行為が認められる場合
- (8)受託者（受託者が共同事業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
  - ア 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団による不正な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
  - イ 暴力団（暴力団による不正な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受託者がアからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

（9）受託者が本契約に関して、次の各号のいずれかに該当するとき。

ア 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下、「独禁法」という。）第 49 条の排除措置命令又は同法第 62 条第 1 項の納付命令であって本契約に関して受託者に違反行為があったとしてなされたものが確定したとき

イ 本契約に関して受託者に対して独禁法第 7 条の 2 第 18 項及び第 21 項の規定による通知がなされたとき。

ウ 受託者、受託者の役員又は受託者の使用人について本契約に関して刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは同法第 198 条又は独禁法第 89 条第 1 項、第 90 条（第 3 号を除く。）若しくは第 95 条（同法第 89 条第 1 項又は同法第 90 条（第 3 号を除く。）の違反行為をした場合に限る。）の規定による刑が確定したとき（執行猶予の場合を含む。）。

2 前項の規定にかかわらず、委託者は 6 か月前までに通知をすることにより、いつでも本契約を終了させることができる。

3 本契約が履行期間満了日前に解除された場合、委託者は、本契約終了時点までに受託者が本契約履行のために実施した業務の成果物及び出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けるものとし、当該引渡を受けた成果物及び出来形部分に相応する委託料相当額を、本契約終了後 30 日以内に支払うものとする。なお、当該成果物及び出来形部分について前払金があった場合には、本項に基づく委託料相当額から当該前払金の金額（部分払をしている場合には、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を控除する。この場合において、受領済みの前払金に、なお余剰があるときは、受託者は、解除が本条の規定によるときは、その余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの間に含まれる各日における遅延利息率（政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件（昭和 24 年 12 月大蔵省告示第 991 号）に規定する政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率をいう。以下同じ。）で起算した額の利息を付した額を、解除がその他の規定によるときは、その余剰額を、委託者に返還しなければならない。

4 前条の規定は本条の規定により本契約が終了する場合に準用するとともに、受託者は必要な本業務の引継を行わなければならない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第 51 条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受託者は、頭書第 4 項記載の計画的改築業務に係る委託料総額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。なお、第(1)号の場合であって、委託者に当該違約金額を超える損害が発生している場合には、受託者は当該超過損害額を委託者に賠償しなければならない。

(1)第 50 条第 1 項の規定によりこの契約が解除された場合

(2)受託者がその債務の履行を拒否し、又は、受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。

(1)受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

(2)受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

(3)受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

3 第 1 項の場合（第 50 条第 1 項第 8 号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第 5 条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は、当該契約保証金又は担保をもって第 1 項の違約金に充当することができる。

(受託者による解除)

第 52 条 以下に該当する場合、受託者は、委託者に対する通知により、直ちに本契約を解除することができる。

(1)委託者が、委託料の支払いを 1 か月以上遅延した場合。

(2)受託者の責に帰さない事由により、本業務の遂行が不可能となった場合。

(3)第 53 条第 2 項の定めに基づく表明及び保証が虚偽であった場合。

(4)委託者が本契約に違反し、受託者が当該違反を立証して是正を催告したにもかかわらず、催告した日から 14 日以内に違反が是正されなかった場合。

2 前項により本契約が解除された場合、受託者は、委託者に対して、これにより生じた損害（ただし、逸失利益は含まない。）を請求することができる。

3 第 49 条第 4 項の規定は、本条の規定により本契約が終了する場合に準用する。

## 第8章 その他

### (表明及び保証)

第53条 受託者は、委託者に対し、本契約締結日現在において、次の各号に掲げる事実が真実かつ正確であることを表明し、保証する。

- (1)受託者による本業務の遂行が、受託者に適用される一切の法令等に違反しないこと。
  - (2)第50条第1項第4号ないし第6号に規定する事由が生じていないこと。
  - (3)公租公課を滞納していないこと。
  - (4)本業務の遂行に重大な悪影響を及ぼすおそれのある裁判手続又は行政手続が、裁判所又は公的機関（国、地方公共団体及び自主規制団体を含む。）において提起又は開始されておらず、また、受託者の知る限りにおいて、そのおそれが生じていないこと。
  - (5)本契約に関し、受託者が委託者に対して提供した情報が、その重要な点においてすべて正確であること。
- 2 委託者は、受託者に対し、本契約締結日現在において、次の各号に掲げる事実が真実かつ正確であることを表明し、保証する。
- (1)委託者が受託者に交付した書面が、重要な点においてすべて正確であること。
  - (2)議会の議決そのほか本契約の締結に必要な手続きをすべて完了していること。
- 3 前二項に規定された事項に変更が生じた場合、相手方に対して直ちに通知するものとする。

### (契約上の地位の譲渡等)

第54条 受託者は、委託者の書面による承諾を得た場合を除き、本契約に基づく権利若しくは義務又は契約上の地位を譲渡し、また、本契約に基づく権利について質権その他の担保権を設定することはできない。

### (通知)

第55条 本契約に規定された通知は、本契約に別段の規定がある場合を除き、書面（ファックス及び電子メールを含む）により行うものとする。ただし、ファックス又は電子メールにより通知を行った場合、別途合意した場合を除き、速やかに同一の内容の書面を郵送するものとする。

2 委託者の受託者に対する通知は、委託者の定める方式により受託者が委託者に届け出た場所に対して行うものとする。

3 前項の届出内容に変更があった場合、受託者は速やかに委託者に届け出なければならない。

### (著作権の利用等)

第56条 委託者が本契約に基づき受託者に対して提供した情報、書類、図面等（委託者が著作権を有しないものを除く。）に関する著作権は、委託者に帰属する。

2 受託者は、成果品が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作

物（以下、「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物にかかる受託者の著作権（同法第21条ないし第28条に規定する権利をいう。）を、当該著作物の引渡し時に、委託者に無償で譲渡する。

3 受託者は、委託者が成果品を次の各号に掲げるところにより利用することができるようになればならず、自ら又は著作者（委託者を除く。）をして、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に定める権利を行使し、又はさせてはならない。

（1）著作者名を表示することなく、成果品の全部若しくは一部を自ら公表し、若しくは広報に使用し、又は委託者が認めた公的機関をして公表させ、若しくは広報に使用させること。

（2）成果品を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

（3）本件施設の維持管理、修繕及び改築等のために必要な範囲で、委託者又は委託者が委託する第三者をして、成果品について複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をすること。

4 受託者は、自ら又は著作者をして、次の各号に掲げる行為をし、又はさせてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合は、この限りではない。

（1）成果品の内容を公表すること。

（2）成果品を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

5 委託者は、成果品について、成果品が著作物に該当するか否かに関わらず、委託者の裁量により利用する権利及び権限を有するものとし、その利用の権利及び権限は、本契約の終了後も存続する。

#### （著作権等の譲渡禁止）

第57条 受託者は、自ら又は著作者をして、成果品にかかる著作権の権利を第三者に譲渡し、若しくは承継し、又は譲渡させ、若しくは承継させてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合は、この限りではない。

#### （著作権の侵害防止）

第58条 受託者は、成果品が、第三者の有する著作権を侵害するものでないことを委託者に対して保証する。

2 成果品が第三者の有する著作権を侵害した場合において、当該第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受託者は、その賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずる。

#### （秘密保持）

第59条 委託者及び受託者は、以下の場合及び本契約において別段の定めがある場合を除き、本契約の内容及び本契約の履行に伴い入手した相手方に関する秘密情報（業務計画書及び報告書を含む）を、第三者に対して開示しないものとする。

（1）本契約締結時に公知である情報、又は情報を受領した当事者の責に帰すべき事由によらずに本契約締結後に公知となった情報を開示する場合。

- (2)第三者から適法に入手した情報を開示する場合。ただし、第三者からの情報の入手について守秘義務が課せられていない場合に限る。
- (3)本契約締結時に、守秘義務を負うことなく適法に所持していた情報を開示する場合。ただし、本契約締結に関連して相手方から開示された情報を除く。
- (4)法令等により開示が義務付けられる場合において、法令等の定めに従い必要である範囲内において開示する場合。
- (5)委託者又は受託者の弁護士、公認会計士又は税理士に対して、必要である範囲内において開示する場合。
- (6)相手方が書面により承諾した場合。
- (7)本契約が解除等により終了した場合において、終了後に本件施設に関する業務を承継する者に対して業務計画書及び報告書並びに成果品を開示する場合。
- (8)第10条第2項の定めに基づいて第三者に本業務の一部を請け負わせ又は委託した場合において、当該第三者に対して本業務遂行に必要な情報を開示するとき。

2 前項の義務は本契約終了後も存続するものとする。

(柏市情報セキュリティポリシーの遵守)

第60条 受託者は、本契約の履行に際し、委託者から別に配布する「柏市情報セキュリティポリシー遵守事項」に定める事項を遵守しなければならない。

(契約締結費用の負担)

第61条 本契約締結に直接関連して発生する費用は、受託者の負担とする。

(準拠法及び管轄裁判所)

第62条 本契約は日本国の法令に従って解釈されるものとする。

2 委託者及び受託者は、本契約に関する一切の紛争については、委託者の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意する。

別紙1 リスク分担表

段階	リスクの種類	リスクの内容	委託者	受託者
公募 ・ 選定 段階	募集手続きリスク	実施要領等の記載の誤りや内容の変更等によるもの	<input type="radio"/>	
	応募コストリスク	応募手続きに係るコストに関するもの		<input type="radio"/>
	契約リスク	優先交渉権者等と契約締結できない又は契約手続に時間をするもの	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
全段階 共通	許認可リスク	委託者が取得すべき許認可の遅延に関するもの	<input type="radio"/>	
	税制変更リスク	法人税の変更及び受託者の利益に課せられる税等広く一般的に適用されるもの		<input type="radio"/>
		消費税の変更及び新税設立等に関するもの	<input type="radio"/>	
環境保全リスク		受託者の業務履行上（計画・設計、維持管理・改築工事等）の有害・汚染物質等の排出・漏洩等、環境保全に関するもの		<input type="radio"/>
	第三者賠償リスク	仕様・要求水準に従って本業務を遂行しても避けることができないもの	<input type="radio"/>	
		施設の瑕疵（契約日以前の）に起因するもの	<input type="radio"/>	
		受託者の業務遂行上の過失により損害を及ぼす通常の不法行為によるもの		<input type="radio"/>
		施設の維持管理及び改築工事等、業務遂行の不備・未達によるもの		<input type="radio"/>
事業の中止・延期・ 不能リスク（不可抗力を除く）		上記以外の要因（事由）による第三者へ与えた損害	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
		実施契約にない委託者の要因（事由）によるもの	<input type="radio"/>	
		上記以外によるもの		<input type="radio"/>
受託者の債務不履行リスク	事業の中止・放棄等		<input type="radio"/>	
		受託者のサービス水準の低下及び要求水準等の未達等		<input type="radio"/>
委託者の債務不履行リスク	委託者による債務不履行		<input type="radio"/>	
	予算等に係る議会リスク	直接業務に関わる予算等の議決が得られないこと	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

計画・設計段階	点検調査リスク	委託者による地形・地質等調査に関するもの	<input type="radio"/>	
		受託者による点検調査に関するもの		<input type="radio"/>
	リスクの種類	リスクの内容	委託者	受託者
計画・設計段階	業務条件変更リスク	委託者の提示条件・仕様、指示及び判断の不備・変更による業務条件変更	<input type="radio"/>	
		上記以外の事由によるもの		<input type="radio"/>
	計画・設計変更リスク	委託者の要因（事由）による計画・設計変更	<input type="radio"/>	
		上記以外の要因（事由）による計画・設計変更		<input type="radio"/>
	契約遅延リスク	委託者の計画・設計条件等の変更により各年度の契約締結までに要する期間が延長するもの	<input type="radio"/>	
		上記以外のもの		<input type="radio"/>
	契約費用増加リスク	委託者の計画・設計条件等の変更による契約に必要な費用が増加するもの	<input type="radio"/>	
		上記以外のもの		<input type="radio"/>
維持管理・改築段階	維持管理・改築計画変更リスク	委託者の責（帰責事由）による業務内容等の変更によるもの	<input type="radio"/>	
		上記以外の事由によるもの		<input type="radio"/>
	アウトプット等未達成リスク	アウトプット・インプット・アクション目標の未達成		<input type="radio"/>
	維持管理・改築に係る性能リスク	要求水準等の不適合		<input type="radio"/>
	施設瑕疵リスク	業務履行上関係する地中埋設物等で、デューデリジェンス及び現地調査が困難な範囲における既存施設の瑕疵	<input type="radio"/>	
		上記以外の既存施設の瑕疵		<input type="radio"/>
	維持管理費用増加リスク	委託者の責（帰責事由）に起因するもの	<input type="radio"/>	
		上記以外の事由によるもの		<input type="radio"/>
	施設損傷リスク	受託者の責（帰責事由）に起因するもの		<input type="radio"/>
		委託者の責（帰責事由）に起因するもの	<input type="radio"/>	
		下水道利用者に起因するもの	<input type="radio"/>	
	維持管理・改築の中止リスク	上記以外の事由により、受託者の責（帰責事由）により下水道サービス等の提供ができない場合		<input type="radio"/>
	技術革新リスク	新しい技術を採用した業務のために追加費用が発生する場合		<input type="radio"/>

	利用者対応リスク	下水道利用者からの苦情及びトラブル	<input type="radio"/>
	事業終了手続き	業務の業務移行期間に要する費用に関するもの	<input type="radio"/> <input checked="" type="radio"/>
		受託者の責（帰省事由）による事象によるもの	<input checked="" type="radio"/>

## 別紙2 保険

### (1) 受託者の加入する保険

受託者は、自らの費用で以下の保険に加入するものとする。

- ・受託者賠償責任保険（1事故あたり対人・対物合わせて3億円以上補償されるものに限る。）
- ・土木工事保険（生じた損害と同等額を補償する契約）

### (2) 委託者の加入する保険

委託者は、自らの費用で以下の保険に加入するものとする。

- ・下水道賠償責任保険

別紙3 年度協定（改築以外）

**柏市公共下水管路施設包括的予防保全型維持管理業務委託年度協定  
(計画的維持管理業務及びストックマネジメント実施計画関連業務)**

柏市（以下「委託者」という。）と●●●（以下「受託者」という。）とは、委託者と受託者との間の平成●年●月●日付柏市公共下水管路施設包括的予防保全型維持管理業務委託に関する基本契約書（以下、「基本契約」という。）第17条第1項に基づき、平成●年度の計画的維持管理業務及びストックマネジメント実施計画関連業務について、以下のとおり柏市公共下水管路施設包括的予防保全型維持管理業務委託年度協定（計画的維持管理業務及びストックマネジメント実施計画関連業務）（以下「本協定」という。）を締結する。

（定義）

第1条 基本契約において定義されている用語は、本協定に別途定める場合を除き、本協定においても同じ意味を有するものとする。

2 本協定における各条項の見出しが参照の便宜のためのものであり、本協定の条項の解釈に影響を与えないものとする。

（計画的維持管理業務及びストックマネジメント実施計画関連業務の内容）

第2条 平成●年度の計画的維持管理業務の内容並びにストックマネジメント実施計画関連業務の内容は、別紙3-1のとおりとする。

（計画的維持管理業務及びストックマネジメント実施計画関連業務の実施及び委託料の支払）

第3条 受託者は、基本契約及び本協定に従い計画的維持管理業務及びストックマネジメント実施計画関連業務を実施する。

2 委託者は、基本契約及び本協定の定めるところに従い、受託者による計画的維持管理業務及びストックマネジメント実施計画関連業務が完了した後、計画的維持管理業務及びストックマネジメント実施計画関連業務にかかる委託料を受託者に支払うものとする。

（計画的維持管理業務にかかる委託料）

第4条 平成●年度の計画的維持管理業務について、下記各業務にかかる委託料は、以下の金額を予定額とし、基本契約第35条に従って、四半期ごとに別紙3-2に基づき算出される金額を支払う。

- (1) 巡視点検業務 : 金●●●円（予定額）
- (2) 管路内簡易カメラ点検業務 : 金●●●円（予定額）
- (3) 公共汚水枠点検業務 : 金●●●円（予定額）
- (4) 管路内目視調査業務 : 金●●●円（予定額）

(ストックマネジメント実施計画関連業務にかかる委託料)

第5条 平成●年度のストックマネジメント実施計画関連業務について、下記[各]業務にかかる委託料は、以下の金額[（但し、(2) ストックマネジメント実施計画見直し業務については予定額）]（プラケット内は平成34年度年度協定のみ。以下同様。）とし、基本契約第36条に従って、別紙3-2に基づき算出される金額を支払う。

(1) 点検調査データ管理業務 : 金●●●円

[2] (2) ストックマネジメント実施計画見直し業務 : 金●●●円]

[2] 受託者は、保証事業会社と、平成●年3月31日を保証期限とする前払金に関する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結して、その保証証書を委託者に寄託して、第1項記載のストックマネジメント実施計画見直し業務の委託料の100分の30以内の前払金の支払を委託者に請求することができる。

3 委託者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けたときから14日以内に前払金を支払わなければならない。

4 受託者は、ストックマネジメント実施計画見直し業務にかかる委託料が著しく増額された場合において、その増額後の委託料の100分の30から受領済の前払金を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合においては、第2項の規定を適用する。

5 受託者は、ストックマネジメント実施計画見直し業務にかかる委託料が著しく減額された場合において、受領済の前払金が減額後の委託料の100分の30を超えるときは、受託者は、業務の内容が変更された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。

6 前項の超過額が相当額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて、著しく不適当であると認められたときは、委託者と受託者とが協議して返還すべき超過額を定める。但し、業務内容が変更された日から7日以内に協議が調わない場合には、委託者が返還額を定め、受託者に通知する。]

(前払金の使用等)

第6条 (平成34年度以外)（意図的に削除）／(平成34年度)受託者は、第5条第2項に基づき受領した前払金をストックマネジメント実施計画見直し業務にかかる材料費、労務費、外注費、機械購入費（この業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

(部分払)

第7条 受託者は、本協定に基づく点検調査データ管理業務[又はストックマネジメント実施計画見直し業務]の完了前に、当該業務の既履行部分に対応する委託料の合計額の10分の9以内の額について、次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。但し、点検調査データ管理業務にかかる部分払の請求は、平成●年度中●回[、ストックマネジ

メント実施計画見直し業務にかかる部分払の請求は、平成●年度中●回]を超えることができない。

- 2 受託者は、部分払を請求するときは、あらかじめ、当該請求にかかる業務の既履行部分の確認を委託者に請求しなければならない。
- 3 委託者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から 14 日以内に、受託者の立会いの上、当該業務の既履行部分の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受託者に通知しなければならない。この場合において、委託者は、必要があると認められるときは、その理由を受託者に通知して、既履行部分を最小限度破壊して検査することができるものとする。
- 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受託者の負担とする。
- 5 受託者は、第 3 項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合において、委託者は、当該請求を受けた日から 14 日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第 1 項の既履行部分に対応する委託料は、委託者と受託者が協議して定める。但し、委託者が前項の請求を受けた日から 10 日以内に協議が調わない場合は、委託者が定め、受託者に通知する。

部分払の額≤第 1 項の既履行部分に対応する委託料×（9/10－前払金額/第 5 条第 1 項記載の点検調査データ管理業務[又はストックマネジメント実施計画見直し業務]の委託料）

- 7 第 5 項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合において、第 1 項及び前項中「既履行部分に対応する委託料」とあるのは「既履行部分に対応する委託料から既に部分払の対象となった委託料を控除した額」と読み替えるものとする。

(年度協定の変更)

第8条 本協定の記載事項に関して変更の必要が生じた場合、委託者及び受託者は、協議の上、本協定を変更することができる。

(基本契約の終了又は解除による本協定の解除)

第9条 本協定の期間中に基本契約が終了又は解除された場合は、本協定は当然に終了するものとする。

- 2 前項の規定により本協定が終了した場合に、委託者及び受託者が当該終了に起因して生じる損害については、基本契約の定めに従うものとする。

(年度協定の効力)

第10条 本協定は、平成●年度終了時点まで効力を有する。

(その他)

第11条 本協定に定めのない事項については、基本契約に定めるところに従う。

2 本協定と基本契約との間に齟齬又は矛盾がある場合には、本協定が優先的な効力を有する。

上記の協定の成立を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成●年●月●日

委託者	所在地	柏市柏5丁目10番1号
名称	柏市	
代表者	柏市長	秋山 浩保

受託者	○○○
所在地	○○○
名称	○○○
代表者	○○○
	○○ ○○

## 1 計画的維持管理業務

### 1.1 巡視点検業務

巡視点検業務の[対象処理分区・排水分区]及び数量は下表に示すとおりである（詳細は別添図面のとおり）。

[対象処理分区・排水分区]	数量
合計	

### 1.2 公共污水枠点検調査業務

公共污水枠点検調査業務の対象処理分区及び数量は下表のとおりとする。

処理分区名	数量
	箇所数
合計	

### 1.3 管路内簡易カメラ点検業務

管路内簡易カメラ点検業務の対象処理分区・排水分区・排水分区及び数量は下表に示すとおりである。なお、各処理分区又は排水分区内の支線本管すべてを対象とする。

処理分区・ 排水分区 名	数量					
	小口径 (800mm 未満)		中大口径 (800mm 以上)		合計	
	人孔数	延長	人孔数	延長	人孔数	延長
合計						

#### 1.4 管路内目視調査業務

管路内目視調査業務の対象処理分区・排水分区及び数量は下表に示すとおりである。なお、管路内目視調査業務の対象管種は、ヒューム管等のコンクリート管のみとする。

処理分区・ 排水分区名	数量					
	小口径 (800mm 未満)		中大口径 (800mm 以上)		合計	
	スパン数	延長	スパン数	延長	スパン数	延長
合計						

#### 2 ストックマネジメント実施計画関連業務

ストックマネジメント実施計画関連業務の実施内容及び実施時期は下表に示すとおりである。

##### 2.1 点検調査データ管理業務

実施内容	実施時期
要求水準書 3.5.4 (1).1.①に記載の業務	平成●年度を通して実施
要求水準書 3.5.4 (1).1.②に記載の業務	平成●年度を通して実施

##### [2.2 ストックマネジメント実施計画の見直し業務]

実施内容	実施時期
要求水準書 3.5.4 (2).1.①から⑧に記載の業務	平成 34 年 8 月末までに実施

## 1 計画的維持管理業務

### 1.1 巡視点検業務

各四半期の巡視点検業務にかかる委託料は、以下のとおりとする。

$$(委託料) = (\text{合意された提案単価}) \text{ (円)} \times \text{各四半期における実績延長 (m)}$$

### 1.2 管路内簡易カメラ点検業務

各四半期の管路内簡易カメラ点検業務にかかる委託料は、以下のとおりとする。

$$(委託料) = (\text{合意された提案単価}) \text{ (円)} \times \text{各四半期における実績箇所数 (人孔数)}$$

### 1.3 公共污水栓点検調査業務

各四半期の公共污水栓点検調査業務にかかる委託料は、以下のとおりとする。

$$(委託料) = (\text{合意された提案単価}) \text{ (円)} \times \text{各四半期における実績箇所数}$$

### 1.4 管路内目視調査業務

各四半期の管路内目視調査業務にかかる委託料は、以下のとおりとする。

$$\begin{aligned} (\text{委託料}) &= (\text{合意された管径 } 800\text{mm} \text{ 未満の管路の提案単価}) \text{ (円)} \times \text{各四半期における管径 } 800 \\ &\text{mm 未満の管路の実績 (m)} + (\text{合意された管径 } 800\text{mm} \text{ 以上の管路の提案単価}) \text{ (円)} \times [\text{各四半期} \\ &\text{における管径 } 800\text{mm} \text{ 以上の管路の実績}] \text{ (m)} + (\text{合意された提案単価} \\ &\text{ (円)}) \times \text{各四半期における実績土砂処分量 (t / km)} \end{aligned}$$

## 2 ストックマネジメント実施計画関連業務

### 2.1 点検データ管理業務

点検データ管理業務にかかる委託料は、第 5 条規定のとおりとする。

### [2.2 ストックマネジメント実施計画の見直し業務

ストックマネジメント実施計画の見直し業務にかかる委託料は第 5 条規定のとおり。]

**柏市公共下水管路施設包括的予防保全型維持管理業務委託年度協定  
(計画的改築業務)**

柏市（以下「委託者」という。）と●●●（以下「受託者」という。）とは、委託者と受託者との間の平成●年●月●日付柏市公共下水管路施設包括的予防保全型維持管理業務委託に関する基本契約書（以下「基本契約」という。）第19条第1項に基づき、平成●年度の計画的改築業務について、以下のとおり柏市公共下水管路施設包括的予防保全型維持管理業務委託年度協定（計画的改築業務）（以下「本協定」という。）を締結する。

（定義）

第1条 基本契約において定義されている用語は、本協定に別途定める場合を除き、本協定においても同じ意味を有するものとする。

2 本協定における各条項の見出しが参考の便宜のためのものであり、本協定の条項の解釈に影響を与えないものとする。

（計画的改築業務の内容）

第2条 平成●年度の計画的改築業務の内容は、別紙4-1のとおりとする。

（計画的改築業務の実施及び委託料の支払）

第3条 委託者は、基本契約及び本協定に従い計画的改築業務を実施する。

2 委託者は、基本契約及び本協定の定めるところに従い、受託者による計画的改築業務が完了した後、計画的改築業務にかかる委託料を受託者に支払うものとする。

（計画的改築業務のうち設計業務にかかる委託料）

第4条 平成●年度の計画的改築業務のうち、設計業務にかかる委託料は、基本契約第37条に従つて、別紙4-2のとおり支払う。

2 受託者は、保証事業会社と、平成●年3月31日を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結して、その保証証書を委託者に寄託して、別紙4-2記載の設計業務にかかる委託料100分の30以内の前払金の支払を委託者に請求することができる。

3 委託者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けたときから14日以内に前払金を支払わなければならない。

4 受託者は、別紙4-2記載の設計業務にかかる委託料が著しく増額された場合において、その増額後の設計業務にかかる委託料の100分の30から受領済の設計業務にかかる前払金を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合におい

ては、第2項の規定を適用する。

- 5 受託者は、別紙4-2記載の設計業務にかかる委託料が著しく減額された場合において、受領済の設計業務にかかる前払金が減額後の設計業務にかかる委託料の100分の30を超えるときは、受託者は、業務の内容が変更された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。
- 6 前項の超過額が相当額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて、著しく不適当であると認められたときは、委託者と受託者とが協議して返還すべき超過額を定める。但し、業務内容が変更された日から7日以内に協議が調わない場合には、委託者が返還額を定め、受託者に通知する。

(計画的改築業務のうち改築業務にかかる委託料)

第5条 平成●年度の計画的改築業務のうち、改築業務にかかる委託料は、基本契約第38条に従つて、別紙4-2のとおり支払う。

- 2 受託者は、保証事業会社と、平成●年3月31日を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結して、その保証証書を委託者に預託して、別紙4-2記載の改築業務にかかる委託料の100分の40以内の前払金の支払を委託者に請求することができる。
- 3 委託者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けたときから14日以内に前払金を支払わなければならぬ。
- 4 受託者は、第2項の規定による前払金の支払を受けた後、保証事業会社と中間前払金に関する保証契約を締結し、その保証証書を委託者に寄託して、別紙4-2記載の改築業務にかかる委託料の100分の20以内の中間前払金の支払を委託者に請求することができる。
- 5 第2項の規定は、前項の場合について適用する。
- 6 受託者は、別紙4-2記載の改築業務にかかる委託料が著しく増額された場合において、その増額後の改築業務にかかる委託料の100分の40（中間前払金の支払を受けているときは、100分の60）から受領済の改築業務にかかる前払金を差し引いた額（中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金を含む。以下この条から第7条までにおいて同じ。）に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合においては、第2項の規定を適用する。
- 7 受託者は、別紙4-2記載の改築業務にかかる委託料が著しく減額された場合において、受領済の改築業務にかかる前払金が減額後の改築業務にかかる委託料の100分の40（中間前払金の支払を受けているときは、100分の60）を超えるときは、受託者は、改築業務の内容が変更された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。
- 8 前項の超過額が相当額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて、著しく不適当であると認められたときは、委託者と受託者とが協議して返還すべき超過額を定める。但し、業務内容が変更された日から7日以内に協議が調わない場合には、委託者が返還額を定め、

受託者に通知する。

(前払金の使用等)

第6条 受託者は、第3条第2項又は第4条第2項に基づき受領した前払金を設計業務又は改築業務にかかる材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（改築業務において焼却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

(部分払)

第7条 受託者は、本協定に基づく設計業務又は改築業務の完了前に、当該業務にかかる各工事又は各設計の既履行部分に対応する委託料の合計額の10分の9以内の額について、それぞれ次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。但し、設計業務にかかる部分払の請求は、平成●年度中●回、改築業務にかかる部分払の請求は、平成●年度中●回を超えることができない。

- 2 受託者は、部分払を請求するときは、あらかじめ、当該請求にかかる各工事又は設計の既履行部分の確認を委託者に請求しなければならない。
- 3 委託者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、受託者の立会いの上、当該工事又は設計の既履行部分の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受託者に通知しなければならない。この場合において、委託者は、必要があると認められるときは、その理由を受託者に通知して、既履行部分を最小限度破壊して検査することができるものとする。
- 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受託者の負担とする。
- 5 受託者は、第3項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合において、委託者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第1項の既履行部分に対応する委託料は、委託者と受託者が協議して定める。但し、委託者が前項の請求を受けた日から10日以内に協議が調わない場合は、委託者が定め、受託者に通知する。

部分払の額＝第1項の既履行部分に対応する委託料×（9/10－前払金額/別紙4-2記載の設計業務又は改築業務の委託料）

- 7 第5項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合において、第1項及び前項中「既履行部分に対応する委託料」とあるのは「既履行部分に対応する委託料から既に部分払の対象となった委託料を控除した額」と読み替えるものとする。

(年度協定の変更)

第8条 本協定の記載事項に関して変更の必要が生じた場合、委託者及び受託者は、協議の上、本協定を変更することができる。

(基本契約の終了又は解除による本協定の解除)

第9条 本協定の期間中に基本契約が終了又は解除された場合は、本協定は当然に終了するものとする。

2 前項の規定により本協定が終了した場合に、委託者及び受託者が当該終了に起因して生じる損害については、基本契約の定めに従うものとする。

(年度協定の効力)

第10条 本協定は、平成●年度終了時点まで効力を有する。

(その他)

第11条 本協定に定めのない事項については、基本契約に定めるところに従う。

2 本協定と基本契約との間に齟齬又は矛盾がある場合には、本協定が優先的な効力を有する。

上記の協定の成立を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成●年●月●日

委託者	所在地	柏市柏5丁目10番1号
名称	柏市	
代表者	柏市長	秋山 浩保

受託者	○○○
所在地	○○○
名称	○○○
代表者	○○○ ○○ ○○

## 1 計画的改築業務

### 1.1 設計業務

設計業務の対象処理分区・排水分区、規格、延長・箇所数、施工方法及び完成期限は下表に示すとおりである（詳細は別添 1 のとおり）。

処理分区・排水分区	規格	延長・箇所数	施工方法	完成期限

### 1.2 改築業務

改築業務の対象処理分区・排水分区、規格、延長・箇所数、施工方法及び完成期限は下表のとおりとする（詳細は別添 2 のとおり）。

処理分区・排水分区	規格	延長・箇所数	施工方法	完成期限
合計				

1 計画的改築業務

1.1 設計業務

設計業務にかかる委託料は、以下のとおりとする。

1.2 改築業務

改築業務にかかる委託料は、以下のとおりとする。